

入間市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) <u>学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程_____を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の</u>	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれ_____に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後_____）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については2年以上、第2号の規定による卒業をした者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の規定による卒業をした者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程

_____を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校

_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については2年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に

規定する 最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条 第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）
第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業

規定による最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条 第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において _____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程 _____又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の規定による卒業した者ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事

- (2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目 _____

_____を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の規定による卒業した者ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事

<p>した経験を有する者</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者</u> <u>(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。) であって、1年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) 略</p>	<p>した経験を有する者</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
--	--